

平成 27 年第 7 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 27 年 7 月 28 日)

召集年月日 平成27年7月28日(火)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年7月28日 午前 9時59分

閉会 平成27年7月28日 午前10時40分

出席委員(18名)

1番	山本 修	2番	山本 治	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二	6番	福井明美
7番	寺本清二	8番	中嶋義男	9番	森口精治
10番	渡辺俊策	11番	東 茂正	14番	石橋高志
16番	細川正博	17番	小間美也子	18番	福尾達雄
19番	藤原義隆	20番	小畑信幸		
21番	田中 廣(職務代理)				

欠席委員(4名)

12番	木村正行	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
22番	大下利男				

出席事務局

事務局長	反田志郎	次長	島田文紀	書記	竹浦千鶴
------	------	----	------	----	------

提出議案

議案第19号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について
議案第20号	農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について
議案第21号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転設定許可申請審議について
議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について
報告第10号	農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第7回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、12番木村委員、13番山下委員、15番栗谷委員、22番大下委員の4名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成27年第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の4議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、22名のうち18名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、10番 渡辺委員さんと11番 東委員さんを指名いたします。

議 長

日程2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長

はい、議長

議案第19号は、おおい町〇〇の〇〇〇氏が、所有の農地5筆を息子の〇〇氏に贈与するものであります。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

所有農地のうち、議案資料上部3筆は水稻でございますし、〇〇〇〇〇〇は梅園と農舎があります。〇〇〇〇には農舎がございますが、農地法施行規則第32条第1号「農地の転用の制限の例外」にて、農地法の適用除外の特例が設けられており、農業用施設として転用する面積が2a、200㎡未満であるときは許可は要しないこととなっています。

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

藤原委員 はい、議長

藤原委員 本案につきましては、21日の午前中、東委員長と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

ただ今の事務局の説明のとおり、水田3筆にはハナエチゼンとコシヒカリが植えられ、梅園も手入れがされておりましたし、農舎には申請者所有の農機具が収納されておりました。しっかりと家族経営されておりますし、息子さんに贈与されることに何ら問題はないと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 農舎とあるが、3条申請でよいのか。5条申請ではないのか。

書記 農舎は農業に付帯する施設でございますので、農地法第5条には該当せず3条申請となります。

渡辺委員 経営移譲ということは、年金手続きのためか。

書記 年金の経営移譲ではございません。
名義変更のためです。

議長 他にご意見ご質問ございませんか。
では、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長 日程3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議についてを議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第20号は、違反転用の追認案件でございます。〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が平成5年に自身の離れを建てたことの転用申請でございます。
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
議案資料6頁のとおり、申請地2筆の間に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇宅地 〇〇㎡がございまして、今回申請の離れと蔵が建てられております。
現在蔵を改築しておりまして、資金の借入申請をしたところ、平成〇年に建てた離れが両側の申請地2筆に掛かっており、申請地の転用許可が借入審査の要件となるとのことで今回申請されました。
この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 はい、議長

東委員 本案の現地も、21日の午前中に確認してまいりました。
申請地〇〇〇〇は砂利がひかれ、離れの基礎と支柱がかかっており、〇〇〇〇は離れと母屋の繋ぎ部分がかかり、

庭となっております。

〇〇〇〇は従来から宅地でございまして、〇〇年程前に離れと蔵を建てました。その後、先ほど事務局が申しましたとおり、平成〇年に建て直した離れが申請地にかかっているとのことで、始末書が提出されております。

違反転用の追認ではありますが、住宅に挟まれ耕作が難しい農地でありますし、転用はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
 ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問の有無)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第20号農地
 法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議につ
 いては、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定
 します。

議 長 日程4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による
 農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議
 題とします。
 それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい議長
 議案第21号は、〇〇の〇〇〇〇〇氏の農地を、〇〇の
 〇〇〇〇氏が車庫を建設するために転用し、所有権を移転
 するものでありまして、平成27年第3回委員会 議案第
 9号 大飯農業振興地域整備計画にて農振農用地区域から
 の除外を審議いただいたものでもございます。
 詳細については、書記に説明させます。

書 記 はい、議長

(議案朗読)

申請地は、元は15aの田でございましたが、綾部市へ
抜ける「主要地方道小浜綾部線」の改良工事に伴い申請地
の大部分を提供した残地が今回の申請部分でございます。
道路改良工事によりまして農地が分断され、田として機能

しないことから、平成〇〇年〇月に所有者の〇〇〇氏より畑への農地変換届が提出されております。

この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地（その他の農地）の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

藤原委員 　　はい、議長

藤原委員 　　本案の現地は、東委員長にも21日の午前中に確認していただきました。

譲受人の住宅敷地には駐車場のスペースがございませんので、家族は旧県道沿いに車を停めております。

申請地は譲受人宅の真向いにございますし、申請地の面積も車庫を建てるのに適した広さでありますので、転用は問題ないと判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問の有無）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第21号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 　　日程5 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 　　議案第22号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基

づく利用権を設定するものでありまして、詳細については、書記に説明させます。

書 記 はい、議長

(議案朗読)

今回の設定は、2名6筆計〇〇〇〇aの田を、〇〇〇〇〇〇〇〇が麦を作付けるため借り受けるものでございまして、秋までに麦作に適した畑地にするための農地変換が行われるとのことで、今後、農地変換届が提出され次第委員会にてご報告いたします。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

藤原委員 はい、議長

藤原委員 本案の現地につきましても、21日に確認いたしました。申請地は、昨年までは自己保全管理田で、年1回草刈りをする程度であること、〇〇区は草刈り等の農地の管理はされますが水稻の作付は少ないことを、事務局より聞いておりまして、〇〇〇〇が借受け、作付けされることにより農地が活性化されます。土は〇〇〇から運ばれるようですが、これがモデルとなり、他の耕作放棄地においても農業上の利用が進むことを期待いたします。

議 長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画審議については、同意することといたします。

議長 日程6 報告第10号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第10号は〇〇区にて、2筆の田を畑にする変換届でございます。詳細については、書記に説明させます。

書記 (議案朗読)
申請地〇〇〇〇はコシヒカリが作付けされており、今年の収穫後の埋め立てとなります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 はい、議長

東委員 本案の現地につきましても、21日に確認してまいりました。

申請者2名は他の農地では水稻をしておりますが、申請地の隣地が住宅地であり、付近住民より、農機具の作業音が騒音である。や、水稻防除の農薬が飛散する。との苦情を受けているようで、農作業をするにも気苦労が絶えないと事務局に申し出ているそうです。

農業を熱心にされている方が、このような理由で水田を断念されるのは農業委員として非常に残念であります。

畑地にされましても草刈は必要でありますので、上手に折り合いをつけられ、農地を管理していただきたいと思っております。

議長 事務局からの説明と農地委員さんからの報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

書記 (事務局報告事項)

議長 それではこれで、平成27年第7回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。